

## 仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱

(平成21年5月28日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査事業及び除去等事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項に規定する石綿等を使用する吹付けアスベスト及び吹付けアスベスト含有建材をいう。
- 二 補助対象建築物 以下に該当する建築物をいう。
  - イ 分析調査事業においては、本市の区域内に存する建築物で、その吹付け建材に市長が定めるアスベストを含有している恐れがあるもの。
  - ロ 除去等事業においては、本市の区域内に存する建築物で、市長が定めるアスベスト（その含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものに限る。）が施工されているもの。
- 三 分析調査事業 吹付け建材のうち、アスベストを含有している恐れがあるものに係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。
- 四 除去等事業 建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込め若しくは囲い込み又はアスベストが施工されている建築物の除却の措置（以下「除去工事等」という。）を行うことをいう。
- 五 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- 六 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項及び第4項に規定する者をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 補助対象建築物の所有者等であること
- 二 国、地方公共団体その他公共団体若しくはこれらの者に準ずる者又は大規模な事業者として別に定める者以外の者であること
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること

四 補助対象建築物について、前条第3号及び第4号に規定する事業ごとに、この要綱に基づく補助金又は国、県及び公共団体から当該事業と同様の補助金の交付を受けていないこと

五 過去に、同一敷地内に存する他の補助対象建築物について、前条第3号及び第4号に規定する事業ごとに、この要綱に基づく補助金又は国、県及び公共団体から当該事業と同様の補助金の交付を受けていないこと

（補助対象事業）

**第4条** この補助金の交付対象となる事業は、補助対象建築物の分析調査事業及び除去等事業で、事業の内容が別表1に定める基準に適合するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

**第5条** 補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。なお、補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税」という。）は含まないものとする。

（分析調査事業の補助金交付申請）

**第6条** 分析調査事業に係る本補助金を受けようとする者は、分析調査事業の着手前に仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 一 補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び分析調査箇所を示す書類
- 二 2者以上から徴収した分析調査事業に係る調査仕様書及び見積書
- 三 補助対象建築物の所有者等であることを証する書類
- 四 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（除去等事業の補助金交付申請）

**第7条** 除去等事業に係る本補助金を受けようとする者は、除去工事等の着手前に、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（除去等事業）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 一 補助対象建築物に吹き付けられているアスベストの分析調査結果報告書
- 二 補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び除去工事等の施工箇所を示す書類
- 三 2者以上から徴収した除去等事業に係る工事仕様書及び見積書
- 四 補助対象建築物の所有者等であることを証する書類
- 五 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

**第 8 条** 市長は、前 2 条の申請が到達してから、それぞれ 30 日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付すると決定したものについては、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後に事業に着手するものとする。

3 市長は第 1 項に規定する審査等により、交付しないと決定したものについては、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金不交付通知書（様式第 4 号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

**第 9 条** 規則第 7 条第 1 項の規定による取下げは、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請取下届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止）

**第 10 条** 補助事業者は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をするときは、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業変更等承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、事業内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による届出を受理したときは、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業変更等承認通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知する。

（事故報告）

**第 11 条** 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業事故報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

**第 12 条** 規則第 12 条の規定による分析調査事業の完了に係る報告は、事業完了後 30 日以内に、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了報告書（分析調査事業）（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 分析調査結果報告書（建築物の住所・呼称、採取日、及び調査方法が記載されたもの）の写し

二 分析調査の実施に関する契約書の写し

三 分析調査に要した経費に係る契約相手方からの請求書その他の書類の写し

四 調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真

2 規則第 12 条の規定による除去等事業の完了に係る報告は、事業完了後 30 日以内に、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了報告書（除去等事業）（様式第 10

号) に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 除去工事等結果報告書
- 二 除去工事等に関する契約書の写し
- 三 除去工事等に要した費用に係る契約相手方からの請求書その他の書類の写し
- 四 施工写真
- 五 除去工事等（封じ込め及び囲い込みの場合を除く。）を実施した後のアスベスト粉じん濃度の測定結果報告書
- 六 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定等）

**第13条** 市長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金の額の確定通知書(様式第11号) により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第14条** 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付請求書(様式第12号) に分析調査の実施又は除去工事等に関する契約相手方からの領収書の写しを添付し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の3月31日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

**第15条** 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 この要綱の規定に違反したとき。
- 二 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の取り消しは、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号) により行う。

（補助金の返還）

**第16条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じるものとする。

3 前2項の返還命令は、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金返還命令

書（様式第14号）により行う。

（立入り検査等）

**第17条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象建築物のアスベスト粉じんの除去等が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（調査に対する協力）

**第18条** 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

**第19条** 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、5年間保存しなければならない。

（実施要領）

**第20条** この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局建築宅地部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

**附 則**（平成23年5月31日改正）

この改正は平成23年6月1日から実施する。

**附 則**（平成25年4月22日改正）

この改正は平成25年4月23日から実施する。

**附 則**（平成28年3月28日改正）

この改正は平成28年4月1日から実施する。

**附 則**（平成28年10月14日改正）

この改正は平成28年10月14日から実施する。

**附 則**（平成30年10月23日改正）

この改正は平成30年10月23日から実施する。

**附 則**（令和3年3月30日改正）

この改正は令和3年4月1日から実施する。

## 別表 1

<p>1 分析調査事業に係る基準</p> <p>(1) 分析調査は、建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法及び建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（平成26年3月31日付け基安化発0331第3号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）により示された分析方法により行うものであること。</p> <p>(2) 分析調査事業は、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。</p> <p>(3) 分析調査の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものとする。</p>
<p>2 除去等事業に係る基準</p> <p>(1) 除去工事等を行う者は、次のいずれかの者であること。</p> <p>ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者</p> <p>イ 建設業労働災害防止協会が発行する「新石綿技術指针对応版石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工することができる者</p> <p>(2) 除去工事等は、前号に掲げる区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。</p> <p>(3) 除去工事等を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に不適合にならないよう必要に応じた措置を講ずるものであること。</p> <p>(4) 石綿障害予防規則（厚生労働省令第21号）第19条に基づく石綿作業主任者によるアスベスト除去に関する作業計画の策定等にあたり、建築物石綿含有建材調査者が関与すること。</p> <p>(5) 除去工事等の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものとする。</p>

## 別表 2

補助対象事業	対 象 経 費	補 助 金 の 額
分析調査事業	補助対象建築物の分析調査事業に要する経費。	対象経費の額。 ただし、250,000円を上限とする。(※)
除去等事業	補助対象建築物が存する敷地について、除去等事業に要する経費（別表1の2（3）に規定する措置に要する経費を含む。）。ただし、建築物の除却を行う場合にあつては、アスベストの除去等に要する費用相当分とする。	対象経費の3分の2以内の額。 ただし、1,200,000円を上限とする。(※)

(※) その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。